

7月には国民健康保険税の納税月です

問合せ 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

納税通知書は7月12日の発送を予定しています

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります(地方税法第703条の4)。世帯単位で計算して世帯主あてに納税通知書を送付します。また、世帯主の方が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合も、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となり、世帯主あてに納税通知書を送付します。

税率・課税限度額が変更となります

国民健康保険は、病気やけがをしたときの医療費にあてるため、加入者全体でお金を出し合って備える制度です。令和4年度の税率は、令和3年度から変更になっています。

課税限度額については、医療分が2万円引上げ、後期高齢者支援金分が1万円引上げとなり、国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を含めた課税限度額は102万円となります。医療費などの増加に対し今後の国保運営を維持していくことで、税負担の公平性を保ちつつ被保険者の急激な負担増とならないよう配慮していますので、ご理解ください。ようお願いします。

		令和3年度税率	令和4年度税率
医療分 国保加入者の医療費などにあてるための課税額 (すべての世帯が負担)	所得割率	8.90%	8.00%
	均等割額	21,000円	21,000円
	平等割額	22,000円	18,000円
	課税限度額	630,000円	650,000円
後期高齢者支援金分 後期高齢者医療制度の医療費などにあてるための課税額 (すべての世帯が負担)	所得割率	3.00%	3.00%
	均等割額	7,000円	7,000円
	平等割額	7,000円	7,000円
	課税限度額	190,000円	200,000円
介護納付金分 介護保険制度の第2号被保険者として納める課税額 (被保険者の中に40歳～64歳までの方がいる世帯が負担)	所得割率	2.40%	2.40%
	均等割額	9,000円	9,000円
	平等割額	4,000円	4,000円
	課税限度額	170,000円	170,000円

国民健康保険税の軽減について

総所得金額などが所定の金額以下の場合、国民健康保険税が自動的に軽減(減額)されます。

軽減の割合	国保加入者(※擬制世帯主含む)全員の総所得金額などの合計
7割	43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)
5割	43万円+28万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)
2割	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)

- ※1 軽減(減額)されるのは【均等割額】および【平等割額】の部分です。
- ※2 国保加入者数には、同じ世帯のなかで国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。
- ※3 国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)も、その所得は判定の対象となります。
- ※4 給与所得者などの数とは次のいずれかの条件を満たす国保加入者(※擬制世帯主含む)を指します。
 - ・給与収入額が、55万円を超える方
 - ・公的年金などの収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える方、65歳以上の場合は125万円を超える方
- ※5 65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を控除した額で計算します。
- ※6 令和4年度市県民税未申告の場合は軽減(減額)を受けられません。

令和4年度から未就学児にかかる国民健康保険税均等割額が減額となります

子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から令和4年度から小学校入学前の被保険者(未就学児)の国民健康保険税の均等割額を2分の1に軽減します。なお、既に均等割額の軽減(減額)を受けている場合は、軽減(減額)後の金額から均等割額が2分の1に減額となります。

未就学児1人にかかる均等割額

世帯所得による軽減割合	医療分	後期高齢者支援金分
7割軽減世帯	3,150円	1,050円
5割軽減世帯	5,250円	1,750円
2割軽減世帯	8,400円	2,800円
軽減なし世帯	10,500円	3,500円

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により国民健康保険税が減免となります

減免の対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
 - ② 国民健康保険税を全額免除
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯
 - ④ 国民健康保険税の一部を減額
- ※国民健康保険税の一部減額される具体的な要件
- 世帯の主たる生計維持者について
- ▼ 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - ▼ 前年の所得の合計額が100万円以下であること
 - ▼ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注意

- ▼ 申請にあたっては、収入を証明する書類(事業収入の帳簿や給与明細など)が必要となります。
- ▼ 持続化給付金などの助成金は「前年の収入」には含みませんが、「前年の所得」には含んで判定しません。

減免額について

減免額は、減免対象の国民健康保険税額(A×B/C)に減免割合(D)を乗じた金額です。

- A 世帯の被保険者全員について算出した国民健康保険税額
- B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C 主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額
- D 合計所得金額に応じた減免割合(左記表を参照)

合計所得金額に応じた減免割合 (D)	
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※30%以上減少見込みである事業収入における前年中の所得額が0円またはマイナスである場合は、Bは0以下となるため、本減免の対象外となります。

※非自発的失業者の方は、非自発的失業者に対する軽減制度の対象となり、給与収入の減収については対象外となります。

国民健康保険は、脱退・加入の手続きは自身で行わなければなりません。

加入の届出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、被保険者証がないため、その間の医療を受ける際は全額自己負担になります。

また、脱退の届出が遅れると、国民健康保険税と社会保険などの健康保険料を二重に支払ってしまうこともあります。

加入・脱退などの手続きが済んでいない方は、市役所各庁舎・出張所の国保担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

市税の納付は口座振替が便利です!

納付書で納付されている方はぜひ口座振替への切り替えをおすすめします。手続きについては取扱い金融機関、税務課または角館・西木市民センターへお申し出ください。

- 必要なもの / 通帳 / 通帳届出印 / 口座振替を申し込む対象の納付書 / 申込口座のキャッシュカード(市役所の窓口へ提出する場合)
- 取扱い金融機関 / 秋田銀行 / 北都銀行 / 羽後信用金庫 / 東北労働金庫 / 秋田おばこ農業協同組合 / ゆうちょ銀行(郵便局)

便利なポイント

- ① 納め忘れがない
納期限日に自動的に引き落とししますので、納め忘れの心配がありません。
- ② 手間がかからない
納期限ごとに金融機関などへ出向く必要がありません。
- ③ 安心安全
現金を持ち歩く必要がないため、安全です。